



平成 25 年 2 月 22 日

各 位

会社名 株式会社パイロットコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 渡辺 広基
(コード番号 7846 東証・大証 第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 浅羽 弘
(TEL. 03-3538-3750)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更 並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議するとともに、株式分割の実施にともない配当予想を修正いたしましたので、お知らせいたします。また、同日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 28 日開催予定の第 11 期定時株主総会に下記 4. (2) のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式の分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。なお、本件株式分割及び単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日(日)(但し、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質上は平成 25 年 6 月 28 日(金))を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	234,072 株
② 今回の分割により増加する株式数	23,173,128 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	23,407,200 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	90,000,000 株

(3) 日程

基準日公告日 平成 25 年 6 月 14 日(金)

基準日 平成 25 年 6 月 30 日(日) ※実質的には平成 25 年 6 月 28 日(金)

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日(月)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日(月)

※上記の単元株制度の採用にともない、平成 25 年 6 月 26 日(水)をもって東京証券取引所及び大阪証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 平成 25 年 2 月 22 日取締役会決議による変更内容

① 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用にともない、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により平成 25 年 7 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

a. 株式分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

b. 株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株を 100 株とするため、第 7 条(単元株式数)を新設いたします。

c. 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰下げいたします。

d. 現行定款第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。

② 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>900,000</u> 株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>第7条 (単元株式数)</u> <u>当会社の単元株式数は、100株とする。</u>

現行定款	変更案
第7条～第38条（記載省略）	第8条～第39条（現行どおり）
（新設）	附 則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。</u>

（2）平成 25 年 3 月 28 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議する変更内容

① 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用にともない、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、上記「(1)平成 25 年 2 月 22 日取締役会決議による変更内容」による変更後の定款の一部変更に関する議案を平成 25 年 3 月 28 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議いたします。

- a. 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
- b. 定款第 8 条以下の条数を各 1 条繰下げいたします。
- c. 第 8 条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

取締役会決議による変更後の定款	第 11 期定時株主総会に付議する定款変更案
（新設）	第8条 （<u>単元未満株式についての権利</u>） <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

取締役会決議による変更後の定款	第 11 期定時株主総会に付議する定款変更案
第8条～第39条（記載省略）	第9条～第40条（現行どおり）
附 則 第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。	附 則 第1条 第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。

5. 期末配当予想の修正

当社株式 1 株を 100 株に分割することとしない、株式の分割後となる平成 25 年 12 月期の期末配当予想につきましては、平成 25 年 2 月 12 日に公表いたしました「平成 24 年 12 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」記載の予想金額を 1 株当たり 1,500 円から、100 分の 1 である 15 円といたします。

	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期末	合計
前回予想 （平成 25 年 2 月 12 日公表）	1,500 円 00 銭 （普通配当 1,000 円） （記念配当 500 円）	1,500 円 00 銭 （普通配当 1,000 円） （記念配当 500 円）	3,000 円 00 銭 （普通配当 2,000 円） （記念配当 1,000 円）
今回修正予想	1,500 円 00 銭 （普通配当 1,000 円） （記念配当 500 円）	15 円 00 銭※ （普通配当 10 円） （記念配当 5 円）	—
前期実績 （平成 24 年 12 月期）	1,000 円 00 銭	1,000 円 00 銭	2,000 円 00 銭

※ 期末配当の修正予想は、株式分割後の 1 株当たり配当金額を表示しております。
 なお、本件は株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成 25 年 2 月 12 日に公表いたしました 1 株当たりの予想期末配当金及び通期配当総額に実質的な変更はございません。

以 上